



還付申告無料相談会開催

問／税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 FAX468-1043

※税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へご連絡ください。

税理士会朝霞支部では還付申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。

対象	平成30年分の給与および年金収入が800万円以下で次に該当する方 ●給与所得者で、医療費控除を受ける方 ●年の途中で退職された方（退職所得のある方は除く）で年末調整がお済みでない方 ●公的年金を受給されている方 ※給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。	
会場	にいざほっとぷらざ（新座市東北2-36-11） （東武東上線志木駅南口：新座市生涯学習センター4階）	税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所
日時	2月4日(月)～8日(金) 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 ※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。 初日および2日目は大変混雑します。混雑時は対応できない場合もあります。できるかぎり午後の時間帯をご利用ください。 にいざほっとぷらざの開館は午前10時からです。午前10時前の受付等はできませんのでご了承ください。	2月1日(金)～15日(金) 上記対象のうち、平成30年分の給与および年金収入が600万円以下の方が対象です。 ※ご希望の方は、事前に事務局へ電話連絡のうえ、ご利用ください。
必要な書類等	※下記のうち該当するものを必ずご持参ください。 ●給与所得者…平成30年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ●年金所得者…平成30年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ●医療費控除を受ける方…平成30年分の医療費控除の明細書、支払った医療費の領収証の原本 ※あらかじめ集計計算をしておいてください。 ●生命保険料控除を受ける方…平成30年分の控除証明書の原本 ●地震保険料控除（旧長期損害保険料を含む）を受ける方…平成30年分の控除証明書の原本 ●社会保険料控除を受ける方…平成30年中に支払った保険料の金額がわかるもの （国民年金保険料の場合は平成30年分の控除証明書の原本） ●印鑑 ●預貯金の口座番号等（申告者名義）がわかるもの ●昨年申告した確定申告書の控え	

児童館ランドセル来館事業説明会のお知らせ

～平成31年4月の放課後児童クラブを入所保留となった方へ～

問／各児童館

【児童館ランドセル来館事業とは】

放課後児童クラブを入所保留となった小学4～6年生を対象に、下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま直接児童館に来館できる制度です。利用には**事前に登録が必要**となります。下記のとおり説明会を実施しますので、希望する児童館の2回の説明会のうちどちらかに、申し込みのうえご参加ください。

※説明会には、お子さんと一緒にご参加ください。説明会后、保護者およびお子さんと職員の面接があります（利用日・利用時間、利用方法、来館経路・帰宅経路などを確認します）。

※登録できる児童館は、自宅または学校からの最寄りの児童館**1館のみ**です。

児童館名	日時	電話 (048)
きたはら児童館	3月23日(土)・24日(日) 午前10時～正午	471-7140
はまさき児童館	3月23日(土)・24日(日) 午前10時～正午	486-2477
みぞぬま児童館	3月23日(土)・30日(土) 午前10時～正午	450-0858
ねぎしだい児童館	3月23日(土)・24日(日) 午前10時～正午	450-1815
ひざおり児童館	3月24日(日)・30日(土) 午前10時～正午	458-6969



上記日程でご都合が悪い場合は、利用登録する各児童館へご相談ください。

- 対象／放課後児童クラブの入所申請をし、保留となった小学4～6年生の児童
- 利用開始日／4月8日(月)から
- 持ち物／放課後児童クラブ入所保留通知書、ランドセル来館事業登録カード（あらかじめご記入ください）